

練馬区教育委員会いじめ問題対策方針新旧対照表

変更箇所	頁	新（平成 3 1 年度）	旧（平成 3 0 年度）
3 教育委員会の取組	2 p	（修正・追記） （3）学校（園）・教職員への指導・助言 教職員研修の実施 全ての教職員が、「いじめ」の定義を正しく理解し、 <u>いじめを見逃さず</u> 確実な認知が行えるよう指導・助言等を行う。	全ての教員が、「いじめ」の定義を正しく理解し、軽微ないじめも見逃さず適切な認知が行えるよう指導・助言等を行う。
	3 p	（追記） （3）学校（園）・教職員への指導・助言 いじめ相談窓口の周知 練馬区の教育相談室やメール相談をはじめとして、 <u>新たに導入する SNS を活用したいじめ通報システム（いじめアプリ）の周知を図る。</u> また、国や都のいじめ相談の連絡先を、毎年度学校を通して全ての児童生徒に配布するとともに、校内掲示を徹底する。また、保護者への周知を行う。	練馬区の教育相談室やメール相談をはじめとして国や都のいじめ相談の連絡先を、毎年度学校を通して全ての児童生徒に配布するとともに、校内掲示を徹底する。また、保護者への周知を行う。
4 学校（園）の取組	5 p	（追記） （2）いじめの防止 学校の教育活動全体を通じた豊かな心の育成 「いじめ総合対策【第 2 次】」に基づき、年に 3 回以上のいじめに関する授業を計画し、実施する。	（記載なし）
	6 p	（追記） （2）いじめの防止 教職員の指導力の向上 「いじめ総合対策【第 2 次】」に基づき、年に 3 回以上のいじめに関する校内研修を計画し、実施する。	（記載なし）
	7 p	（修正） （4）いじめへの対処 学校組織全体でのいじめへの対処 いじめへの対応においては、事実確認とともに、いじめられた側の児童生徒の保護者との連携を十分に図る。	いじめであるかどうかの判断はいじめ防止のための組織等を活用して行い、対応の必要なケースについては、事実確認とともに、いじめられた側の児童生徒の保護者との連携を十分に図る。
	7 p	（4）いじめへの対処 重大事態への対応 些細と思われるいじめでも重大事態となる恐れがあることについて、校（園）内で共通理解を図る。	些細と思われるいじめでも、継続反復されれば重大事態となることを校（園）内で共通理解を図る。

